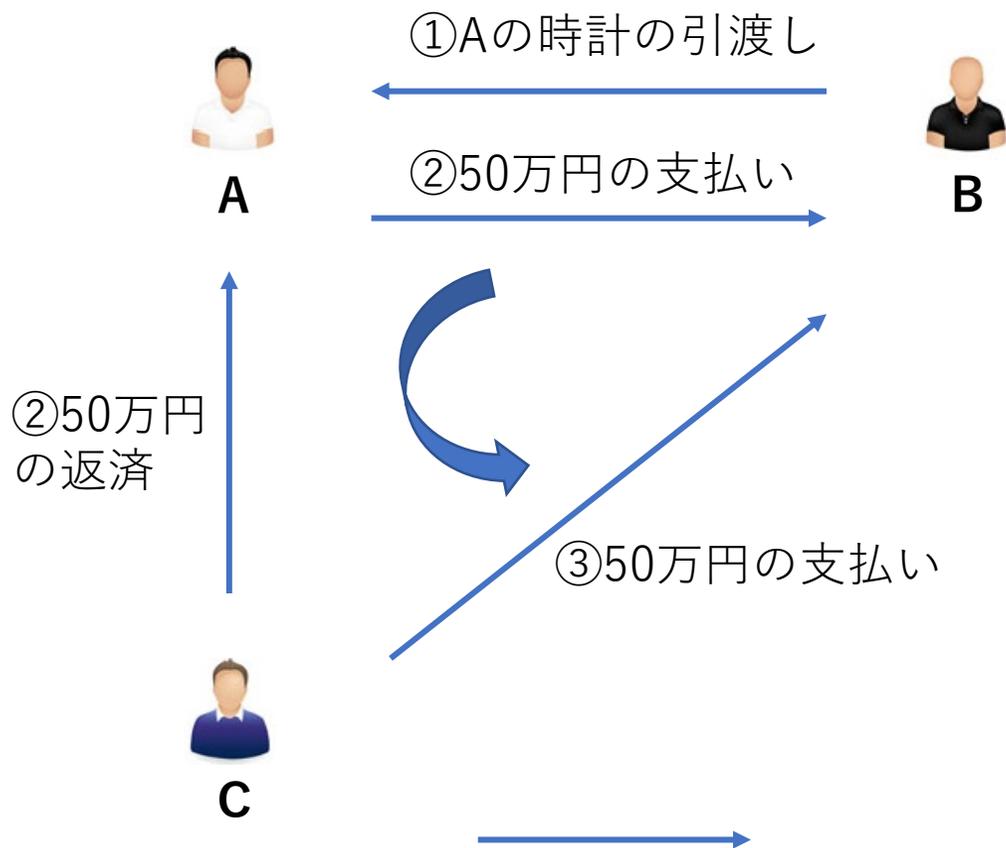


令和1 Q46



※矢印は請求権を表す

※債権譲渡

- ①AB間で、Aの時計を50万円でBに売る契約 (555条)
- ②AC間で、金銭消費貸借契約 (587条)、残債50万円
→CはAに対し50万円の返還請求権あり
- ③AC間で、AのBに対する50万円代金債権を、Cに譲り渡す旨を合意 (466条)

※ただ、債権譲渡の対抗要件 (467条1項)

- ・譲渡人Aが債務者Bに通知するか、
- ・債務者Bが承諾するか、いずれかが必要

この通知又は承諾は、確定日付ある証書とする必要 (467条2項)